

皇宮警察本部副本部長
警 視 庁 警 備 部 長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校警備教養部長
各管区警察局広域調整部長

原議保存期間	5年(令和14年3月31日まで)
有 効 期 間	一種(令和14年3月31日まで)

警 察 庁 丁 備 一 発 第 106 号
令 和 8 年 6 月 2 4 日
警察庁警備局警備運用部警備第一課長

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の施行に当たっての同意取得手続及び通報手続の円滑化並びに広報啓発活動に係る留意事項について（通達）

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第47号。以下「改正法」という。）の施行に当たっての留意事項については、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の施行に当たっての留意事項について（通達）」（令和8年6月24日付け警察庁丙備一発第18号）をもって通達されたところであるが、改正法が付託された衆議院及び参議院の内閣委員会の附帯決議を踏まえ、同意取得手続及び通報手続の円滑化並びに広報啓発活動の推進に関して具体的に留意すべき事項は、下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 同意取得手続及び通報手続の円滑化に向けた取組の推進

警察庁では、本日、別紙1のとおり、対象施設の指定事務を担う関係省庁等に対し、同意取得手続の円滑化に向けた取組について、対象施設の管理者への周知に関する協力を依頼するとともに、別紙2のとおり、改正法の施行の日（令和8年7月14日）から対象危機管理行政機関に係る同意取得手続のワンストップ窓口を運用することとしたほか、別紙3のとおり、通報手続を所管する関係省庁に対し、通報手続の円滑化に向けた取組について、協力を依頼したところ、後記2の広報啓発活動の一環として、これらの取組についても周知を図るとともに、同意取得手続及び通報手続が迅速かつ円滑に行われるよう、対象施設の管理者、関係機関等と連携しながら、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号。以下「法」という。）の適切な運用を徹底し、法第10条第3項本文の規定による都道府県公安委員会及び皇宮警察本部長に対する通報（以下単に「通報」という。）について、次の点に留意すること。

なお、対象原子力事業所への周知については、文部科学省、資源エネルギー庁及び原子力規制庁に協力を依頼したところであるが、各対象原子力事業所を管轄する道県警察にあっては、当該対象原子力事業所の管理者に対し、別紙１の内容を改めて周知し、小型無人機等の利活用に十分に配慮した運用がなされるよう、理解と協力を求めること。

(1) 通報に関する基本的な留意事項

通報は、対象施設周辺地域の上空において小型無人機等の飛行が認められた場合に、警察官等において、当該小型無人機等の飛行が、法第10条第1項又は第3項本文の規定に違反するものであるか否かを、直ちに識別できるようにすることを目的としたものである。

通報の具体的な方法については、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）に定められていることから、通報手続に従事する職員に対し、規則の内容について正確に理解させるため、必要な指導・教養を徹底すること。

その上で、反復継続して行われる小型無人機等の飛行について、対象施設の管理者から一定の期間における包括的な同意を得ているなどの場合には、対象施設に対する危険を未然に防止する観点から、当該小型無人機等の飛行の識別に支障のない範囲で、一定の期間における包括的な通報を認めること。

なお、オンラインの方法による通報は、令和7年12月から「電子政府の総合窓口」（e-Govポータルサイト）の電子申請サービスを経由した警察行政手続オンライン化システムで受け付けているところ、オンラインの方法による通報と対面による通報とで、その取扱いや処理の結果が異なることとならないよう、適切に対応すること。

(2) 通報時に提出を受ける書類

ア 通報に当たって提出が必要となる通報書の様式については、次のとおりであることから、使用する様式に誤りがないよう注意すること。

(ア) 対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者（正当な権限を有する者に限る。）

規則別記様式第1号

(イ) 前記(ア)に掲げる者の同意を得て小型無人機等の飛行を行う者

規則別記様式第1号

(ウ) 国又は地方公共団体の業務を実施するために小型無人機等の飛行を行う者（公務操縦者）

規則別記様式第2号

イ 通報書に加えて、前記ア(イ)に掲げる者については、当該小型無人機

等の飛行について同意をした対象施設の管理者等の同意を証明する書面の写しの提出が、前記ア(ウ)に掲げる者のうち国又は地方公共団体の委託を受けたものについては、当該委託を受けて当該小型無人機等の飛行を行うことを証明する書面の写しの提出が、それぞれ必要となることに留意するとともに、通報書の提出を受けた際には、受理の日付等を記載した当該通報書の写しを通報者に交付すること（オンラインの方法による通報の場合を除く。）。

ウ 通報書における「氏名」の記載（規則第6条の規定による口頭での申告を含む。）については、旧氏記載（「旧氏単記の記載」又は「戸籍氏と旧氏の併記の記載」をいう。）も可能であることに留意すること。

2 効果的な広報啓発活動の推進

警察庁では、国土交通省及び国土地理院の協力を得て、「ドローン情報基盤システム」（DIPS）及び「地理院地図」において対象施設周辺地域の具体的な範囲を確認することができるようにするとともに、改正法の内容について周知するため、広報用のポスター及びリーフレット（英語版、中国語版及び韓国語版の翻訳データを含む。）を制作し、警察庁ウェブサイトに掲載するなど、広報啓発活動を推進しているところ、次に掲げるポスター及びリーフレットの活用事例を参考としつつ、改正法の内容、対象施設周辺地域の具体的な範囲並びに同意取得手続及び通報手続の円滑化に向けた取組の分かりやすい周知に向けて、効果的な広報啓発活動を推進すること。

また、在留外国人に対する広報啓発活動に当たっては、「在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の基本方針」の改正について（通達）（令和6年4月1日付け警察庁丙国捜発第43号ほか）を踏まえ、関係行政機関等と連携し、管内の外国人コミュニティの実態に応じた施策を推進すること。

（ポスター及びリーフレットの活用事例）

- 都道府県警察ウェブサイトへのリーフレットのデータ掲載
- 都道府県警察で運用している各種広報媒体（SNSを含む。）を活用したリーフレットのデータ配信
- 警察関連施設並びに管内の対象施設周辺地域に所在する公園、河川及び港湾の管理者その他協力が得られる関係機関・団体等の施設におけるポスターの掲示及びリーフレットの配布
- 都道府県警察が関与する各種イベントにおけるリーフレットの配布
- 管内に所在するドローン販売事業者に対するドローン販売時における顧客へのリーフレット配布依頼
- 空港の管理者、税関、出入国在留管理庁等と連携した外国人のドローン所持者へのリーフレットの配布及び税関ブース等におけるポスターの掲示

警察庁丁備一発第 103 号
令和 8 年 6 月 24 日

内閣官房内閣総務官室総理大臣官邸事務所長
宮内庁長官官房秘書課長
総務省大臣官房総務課長
外務省大臣官房儀典総括官
文部科学省研究開発局原子力課長
資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課長
国土交通省航空局安全部無人航空機安全課長 殿
原子力規制庁長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（核セキュリティ担当）
防衛省防衛政策局運用政策課長
防衛省地方協力局在日米軍協力課長

警察庁警備局警備運用部警備第一課長
（ 公 印 省 略 ）

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する
法律第 10 条第 2 項第 1 号に掲げる小型無人機等の飛行に係る同意の取
得手続の円滑化に向けた協力について（依頼）

本日、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 47 号）が公布され、令和 8 年 7 月 14 日から施行されることとなりました。同法の施行に当たっては、衆議院内閣委員会において「本法による規制の強化に伴い、小型無人機等の飛行に係る同意取得及び通報手続の増加が見込まれるところ、必要な手続が迅速かつ円滑に行われるよう、これらの手続に従事する者に対し必要な指導、助言等を行うこと。また、通報等の手続やその窓口等について、分かりやすく広報・周知を行うこと」等を内容とする附帯決議が、参議院内閣委員会において「本法による規制の強化に伴い、小型無人機等の飛行に係る同意取得及び通報手続の増加が見込まれるところ、必要な手続が迅速かつ円滑に行われるよう、これらの手続に従事する警察職員等に対し必要な指導、助言等を行うとともに、通報等の手続やその窓口等について、分かりやすく広報・周知を行うこと。特に、対象施設の管理者の同意取得手続については、農薬散布のように、一定期間反復継続して行う小型無人機等の飛行について包括的な同意を認めるなどの弾力的な運用が行われるように努めること」等を内容とする附帯決議が、それぞれなされたことを踏まえ、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号。以下「法」という。）第 10 条第 2 項第 1 号に掲げる小型無人機等の飛行に係る同意の取得手続について、円滑化を図る必要があると考えております。

この点、当該同意は、施設管理権に由来する行為であって、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等ではないことから、審査基準等は定められておらず、これまで各対象施設の管理者の判断により、様々な運用がなされていたものと承知しておりますが、前記附帯決議を踏まえ、法を所管する当庁において、別添のとおり「対象施設の管理者において推進していただきたい同意取得手続の円滑化に向けた取組事項」を取りまとめました。

貴省等におかれましては、関係する対象施設の管理者に対し、別添の内容を周知していただき、小型無人機等の利活用に十分に配慮した運用がなされるよう、御理解と御協力をお願いいたします。

対象施設の管理者において推進していただきたい同意取得手続の円滑化に向けた取組事項

1 同意取得の申出に係る窓口等の周知について

対象施設の管理者に対する同意取得の申出に当たって窓口となる連絡先、必要となる資料等について、各対象施設のウェブサイト等において分かりやすく明示して公表すること。

2 同意取得手続のオンライン化について

対象施設への直接の来訪や資料の郵送によらず、電子メール等のオンラインの方法により同意取得の申出及び同意書の交付を行うことができるよう、必要な環境の整備に努めること。

3 同意取得の申出に係る期限の見直しについて

同意取得の申出を受けるに当たり、一定の期限が設けられている場合には、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号）第 10 条第 3 項本文の規定による通報が、

○ 原則として、小型無人機等の飛行を開始する時間の 48 時間前までに行うものとされていること（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成 28 年国家公安委員会規則第 9 号）第 3 条第 1 項等）

○ 例外として、災害その他緊急やむを得ない場合においては、小型無人機等の飛行を開始する時間の直前までに、口頭で行うことで足りることとされていること（同規則第 6 条等）

等を踏まえ、小型無人機等の飛行を行う権利自由を不当に制約することとならないよう、例えば、原則として飛行開始の 10 営業日前までとするなど、同意の可否の判断に当たって、各対象施設の実情に応じて合理的に必要と認められる範囲となるよう、当該期限について、必要な見直しを行うこと。

また、原則として設けられている当該期限を過ぎて同意取得の申出を受けた場合においても、当該申出に係る小型無人機等の飛行が、正当な理由によるものであり、当該小型無人機等の飛行を行うことについて緊急性が認められるときは、速やかに同意の可否を判断するなど、柔軟な対応を行うように努めること。

4 申出者に配慮した同意の可否の判断等について

同意取得の申出を受けた場合には、できる限り速やかに同意の可否を判断し、その結果について、遅滞なく当該申出を行った者に連絡すること。

また、当該申出に係る小型無人機等の飛行により対象施設に対する危険が生じるおそれが認められる場合であっても、当該小型無人機等の飛行の日時、経路等を変更することにより、そのおそれが認められなくなる場合には、当該申出を行った者に対して代替案を提示するなどして、必要な調整を行うように努めること。

加えて、同意に当たって一定の条件を付す場合には、対象施設に対する危険を未然に防止する観点から、必要最小限度のものとなるようにすること。

5 一定の期間における包括的な同意について

反復継続して行われる小型無人機等の飛行について同意取得の申出があった場合には、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）における無人航空機の飛行に関する国土交通大臣の許可又は承認の期間が、原則として 3 か月以内（申請内容に変更を生じることなく、継続的に無人航空機を飛行させることが明らかな場合には、1 年を限度）とされていることも踏まえつつ、必要に応じて対象施設に対する危険を未然に防止する観点から必要最小限度の条件（特定の日や時間帯、経路等における飛行を控えることなど）を付すなどした上で、一定の期間における包括的な同意を認めるように努めること。また、当該一定の期間において、特定の小型無人機等のほか、予備の小型無人機等の飛行も行われる可能性がある場合には、当該予備の小型無人機等の飛行を含め、対象施設に対する危険を未然に防止する観点から必要な情報を確認の上、包括的な同意を認めるように努めること。

6 同意取得手続に従事する者に対する周知の徹底について

各対象施設において同意取得手続に従事する者に対し、前記 1 から 5 までの取組事項並びに制度の内容及び具体的な対応要領等が十分に浸透するよう、周知の徹底を図ること。

警察庁丁備一発第 104 号
令和 8 年 6 月 24 日

内閣府大臣官房会計課長
デジタル庁戦略・組織グループ会計担当参事官
総務省大臣官房会計課長
法務省大臣官房会計課長
外務省大臣官房会計課長
財務省大臣官房会計課長
文部科学省大臣官房会計課長
厚生労働省大臣官房会計課長
農林水産省大臣官房参事官（経理）
経済産業省大臣官房会計課長
国土交通省大臣官房危機管理官
環境省大臣官房会計課長
原子力規制庁長官官房参事官（会計担当）
防衛省大臣官房会計課長

殿

警察庁警備局警備運用部警備第一課長
(公 印 省 略)

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第 10 条第 2 項第 1 号に掲げる小型無人機等の飛行に係る同意の取得手続の円滑化に向けた対象危機管理行政機関における取組への協力について（依頼）

本日、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）が公布され、令和 8 年 7 月 14 日から施行されることとなりました。改正法の施行に当たっては、衆議院内閣委員会において「本法による規制の強化に伴い、小型無人機等の飛行に係る同意取得及び通報手続の増加が見込まれるところ、必要な手続が迅速かつ円滑に行われるよう、これらの手続に従事する者に対し必要な指導、助言等を行うこと。また、通報等の手続やその窓口等について、分かりやすく広報・周知を行うこと」等を内容とする附帯決議が、参議院内閣委員会において「本法による規制の強化に伴い、小型無人機等の飛行に係る同意取得及び通報手続の増加が見込まれるところ、必要な手続が迅速かつ円滑に行われるよう、これらの手続に従事する警察職員等に対し必要な指導、助言等を行うとともに、通報等の手続やその窓口等について、分かりやすく広

報・周知を行うこと。特に、対象施設の管理者の同意取得手続については、農薬散布のように、一定期間反復継続して行う小型無人機等の飛行について包括的な同意を認めるなどの弾力的な運用が行われるように努めること」等を内容とする附帯決議が、それぞれなされたことを踏まえ、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号。以下「法」という。）第 10 条第 2 項第 1 号に掲げる小型無人機等の飛行に係る同意の取得手続について、円滑化を図る必要があると考えております。

この点、当該同意は、施設管理権に由来する行為であって、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等ではないことから、審査基準等は定められておらず、これまで各対象施設の管理者の判断により、様々な運用がなされていたものと承知しておりますが、前記附帯決議を踏まえ、法を所管する当庁において、別添 1 のとおり「対象施設の管理者において推進していただきたい同意取得手続の円滑化に向けた取組事項」を取りまとめました。

また、複数の対象施設に係る対象施設周辺地域が重複する地域の上空において、法第 10 条第 2 項第 1 号に掲げる小型無人機等の飛行を行うためには、それぞれの対象施設の管理者から同意を得る必要があるところ、特に、法第 2 条第 1 項第 1 号ハに掲げる対象危機管理行政機関の庁舎については、その多くが隣接して所在しているなど、現行においても対象施設周辺地域の重複が生じている中で、改正法の施行により対象施設周辺地域として指定すべき地域の範囲が拡大されることに伴い、その重複の範囲も拡大することから、前記附帯決議を踏まえ、当該小型無人機等の飛行を行おうとする者の同意取得に係る負担の軽減を図るため、法を所管する当庁において、別添 2 のとおり「対象危機管理行政機関に係る同意取得手続のワンストップ窓口」を設置し、改正法の施行の日（令和 8 年 7 月 14 日）から運用することとしました。

貴省等におかれましては、同意取得手続に従事する職員に対し、別添 1 及び別添 2 の内容を周知していただき、小型無人機等の利活用に十分に配慮した運用がなされるよう、御理解と御協力をお願いいたします。

対象施設の管理者において推進していただきたい同意取得手続の円滑化に向けた取組事項

1 同意取得の申出に係る窓口等の周知について

対象施設の管理者に対する同意取得の申出に当たって窓口となる連絡先、必要となる資料等について、各対象施設のウェブサイト等において分かりやすく明示して公表すること。

2 同意取得手続のオンライン化について

対象施設への直接の来訪や資料の郵送によらず、電子メール等のオンラインの方法により同意取得の申出及び同意書の交付を行うことができるよう、必要な環境の整備に努めること。

3 同意取得の申出に係る期限の見直しについて

同意取得の申出を受けるに当たり、一定の期限が設けられている場合には、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号）第 10 条第 3 項本文の規定による通報が、

○ 原則として、小型無人機等の飛行を開始する時間の 48 時間前までに行うものとされていること（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成 28 年国家公安委員会規則第 9 号）第 3 条第 1 項等）

○ 例外として、災害その他緊急やむを得ない場合においては、小型無人機等の飛行を開始する時間の直前までに、口頭で行うことで足りることとされていること（同規則第 6 条等）

等を踏まえ、小型無人機等の飛行を行う権利自由を不当に制約することとならないよう、例えば、原則として飛行開始の 10 営業日前までとするなど、同意の可否の判断に当たって、各対象施設の実情に応じて合理的に必要と認められる範囲となるよう、当該期限について、必要な見直しを行うこと。

また、原則として設けられている当該期限を過ぎて同意取得の申出を受けた場合においても、当該申出に係る小型無人機等の飛行が、正当な理由によるものであり、当該小型無人機等の飛行を行うことについて緊急性が認められるときは、速やかに同意の可否を判断するなど、柔軟な対応を行うように努めること。

4 申出者に配慮した同意の可否の判断等について

同意取得の申出を受けた場合には、できる限り速やかに同意の可否を判断し、その結果について、遅滞なく当該申出を行った者に連絡すること。

また、当該申出に係る小型無人機等の飛行により対象施設に対する危険が生じるおそれが認められる場合であっても、当該小型無人機等の飛行の日時、経路等を変更することにより、そのおそれが認められなくなる場合には、当該申出を行った者に対して代替案を提示するなどして、必要な調整を行うように努めること。

加えて、同意に当たって一定の条件を付す場合には、対象施設に対する危険を未然に防止する観点から、必要最小限度のものとなるようにすること。

5 一定の期間における包括的な同意について

反復継続して行われる小型無人機等の飛行について同意取得の申出があった場合には、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）における無人航空機の飛行に関する国土交通大臣の許可又は承認の期間が、原則として 3 か月以内（申請内容に変更を生じることなく、継続的に無人航空機を飛行させることが明らかな場合には、1 年を限度）とされていることも踏まえつつ、必要に応じて対象施設に対する危険を未然に防止する観点から必要最小限度の条件（特定の日や時間帯、経路等における飛行を控えることなど）を付すなどした上で、一定の期間における包括的な同意を認めるように努めること。また、当該一定の期間において、特定の小型無人機等のほか、予備の小型無人機等の飛行も行われる可能性がある場合には、当該予備の小型無人機等の飛行を含め、対象施設に対する危険を未然に防止する観点から必要な情報を確認の上、包括的な同意を認めるように努めること。

6 同意取得手続に従事する者に対する周知の徹底について

各対象施設において同意取得手続に従事する者に対し、前記 1 から 5 までの取組事項並びに制度の内容及び具体的な対応要領等が十分に浸透するよう、周知の徹底を図ること。

対象危機管理行政機関に係る同意取得手続のワンストップ窓口

1 ワンストップ窓口の設置

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号。以下「法」という。）第 10 条第 2 項第 1 号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者が、法第 2 条第 1 項第 1 号ハに掲げる対象危機管理行政機関の庁舎の管理者（以下「庁舎管理者」という。）から同意を得るに当たり、その申出を一括して行うための窓口として、警察庁に「対象危機管理行政機関に係る同意取得手続のワンストップ窓口」（以下「ワンストップ窓口」という。）を設置するものとする。

ワンストップ窓口は、警察庁警備局警備運用部警備第一課小型無人機等運用室において管理・運用するものとする。

2 ワンストップ窓口等の周知

庁舎管理者は、各対象危機管理行政機関のウェブサイトにおいて、

- ワンストップ窓口の連絡先
- 同意願の様式（別記様式第 1）
- 対象危機管理行政機関の庁舎に係る対象施設周辺地域を示す地図

を掲載し、同意取得の申出を行う場合には、必要事項を記載した同意願（添付書類を含む。以下同じ。）を、原則として、小型無人機等の飛行を開始する日の 10 営業日前までに、ワンストップ窓口宛てに電子メールで提出するよう案内するものとする。ただし、ワンストップ窓口を利用せず、各庁舎管理者に対して直接に同意取得の申出を行うことを希望する者のために、各対象危機管理行政機関における同意取得に係る窓口の連絡先は、引き続き、各対象危機管理行政機関のウェブサイトに掲載するものとする。

また、対象危機管理行政機関の庁舎以外の対象施設に係る対象施設周辺地域と重複する地域の上空において、小型無人機等の飛行を行うためには、庁舎管理者の同意に加えて、当該対象施設の管理者の同意が必要となることについて、当該ウェブサイトで注意喚起するものとする。

さらに、全ての対象危機管理行政機関の庁舎に係る対象施設周辺地域の上空は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）における無人航空機の飛行禁止空域の一つである人口集中地区の上空に該当することから、無人航空機を飛行させるためには、庁舎管理者の同意に加えて、原則として、国土交通大臣の許可が必要となることについて、当該ウェブサイトで注意喚起するものとする。

3 申出者との連絡・調整

ワンストップ窓口を通じて同意取得の申出を行った者（以下「申出者」という。）との連絡・調整は、原則として、ワンストップ窓口の担当者（以下「窓口担当者」という。）が行うものとする。

窓口担当者は、申出者から提出を受けた同意願の記載事項に不備がないこと等を確認

し、必要に応じて、申出者に対し、同意願の補正等を求めつつ、速やかに申出に係る対象危機管理行政機関の庁舎を特定し、当該庁舎管理者の同意取得手続の担当者（以下「手続担当者」という。）に対し、同意願を電子メールで送付するとともに、その旨を電話で連絡するものとする。

手続担当者は、窓口担当者から送付を受けた同意願の記載事項に不備がないこと等を確認し、必要に応じて、申出者に対し、窓口担当者を通じて同意願の補正等を求めるものとする。

4 申出の期限

ワンストップ窓口を通じた同意取得の申出の期限は、前記2のとおり、原則として、小型無人機等の飛行を開始する日の10営業日前までとし、当該期限を過ぎて同意取得の申出を受けた場合には、可能な限り、窓口担当者は、申出者から、当該期限内に申出を行うことができなかった理由、当該小型無人機等の飛行を行う目的の正当性、当該飛行の必要性及び緊急性等の詳細について確認した上で、手続担当者に対し、その内容を電子メール又は電話で連絡するよう努めるものとする。この場合において、手続担当者は、同意の可否を判断するために必要な時間的猶予があるときは、申出を受け付けて速やかに同意の可否を判断するよう努めるものとし、当該時間的猶予がないときは、申出を受け付けることができない旨を、申出者に対し、窓口担当者を通じて連絡するものとする。

5 申出者に対する回答

窓口担当者は、申出者から同意願の提出を受けた日から、原則として、5営業日を経過する日までに、同意書（別記様式第2）又は不同意書（別記様式第3）を、申出者に対し、電子メールで送付するよう努めるものとし、次の要領により、各庁舎管理者との調整を行うものとする。

- ① 窓口担当者は、前記3の手続担当者に対する同意願の送付時又は送付後速やかに、同意書の案を作成した上、手続担当者に対し、当該同意書の案を電子メールで送付するとともに、その旨を電話で連絡することにより、庁舎管理者の同意の可否について照会するものとする。
- ② 手続担当者は、窓口担当者から送付を受けた同意書の案を確認した上、原則として、送付を受けた日から3営業日を経過する日までに、窓口担当者に対し、無条件で同意する場合には、その旨を電子メールで回答するものとし、条件を付した上で同意する場合には、当該同意書の案に当該条件を追記し、同意しない場合には、不同意書を作成し、それぞれ電子メールで送付して、庁舎管理者の同意の可否を回答するとともに、その旨を電話で連絡するものとする。
- ③ 窓口担当者は、前記②において、一部の庁舎管理者から条件付き同意又は不同意の回答を受けた場合には、必要に応じて、無条件で同意する庁舎管理者を含め、同意書に記載する条件内容について調整を行うものとする。

同 意 願

年 月 日

申出者

氏名

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第10条第2項第1号に掲げる小型無人機等の飛行を下記のとおり行いたく、当該小型無人機等の飛行に係る全ての同法第2条第1項第1号ハに掲げる対象危機管理行政機関の庁舎の管理者の同意を求めます。

なお、対象危機管理行政機関に係る同意取得手続のワンストップ窓口の利用を希望し、同手続に必要な個人情報について、関係する対象危機管理行政機関間で共有することに同意します。

記

1 小型無人機等の飛行を行う日時又は期間

2 小型無人機等の飛行を行う目的

3 小型無人機等の飛行に係る区域

※ 小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域の街区符号（○番）又は地番（○番地）を具体的に記載するとともに、当該区域及び飛行経路等（小型無人機の場合は操縦者の位置を含む。）を示す地図を添付すること。

4 申出者

※ 申出者以外に小型無人機等の飛行を行う者がいる場合には、それぞれ(1)～(4)を記載した資料を添付すること。

(1) 氏 名

(2) 生年月日

(3) 住 所

(4) 電話番号

5 申出者の勤務先

※ 申出者がその勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行おうとする場合にのみ記載すること。

(1) 名称

(2) 所在地

(3) 電話番号

6 小型無人機等の飛行に係る機器の種類

☐ 小型無人機 ☐ 操縦装置を有する気球 ☐ ハンググライダー（原動機を有するものを含む。）

☐ パラグライダー（原動機を有するものを含む。） ☐ その他（ ）

7 小型無人機等の飛行に係る機器の特徴

※ 予備の機器を含め、飛行に用いる小型無人機等が複数ある場合には、それぞれ(1)～(8)を記載した資料を添付すること。

(1) 製造者

(2) 名称

(3) 製造番号

(4) 登録記号（無人航空機の場合、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の4第3項の規定により通知を受けた登録記号を記載すること）

(5) 色

(6) 大きさ

(7) 積載物

(8) その他の特徴

同意書

年 月 日

(申出者) 殿

対象危機管理行政機関の庁舎の管理者

令和 年 月 日付けで同意願の提出を受けた小型無人機等の飛行については、下記のとおり同意します。

記

- 1 小型無人機等の飛行を行う日時又は期間
- 2 小型無人機等の飛行を行う目的
- 3 小型無人機等の飛行に係る区域
- 4 小型無人機等の飛行に係る対象危機管理行政機関の庁舎
- 5 申出者
 - (1) 氏 名
 - (2) 生年月日
 - (3) 住 所
 - (4) 電話番号
- 6 申出者の勤務先
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
 - (3) 電話番号
- 7 小型無人機等の飛行に係る機器の種類
- 8 小型無人機等の飛行に係る機器の特徴
 - (1) 製造者
 - (2) 名称
 - (3) 製造番号
 - (4) 登録記号
 - (5) 色
 - (6) 大きさ
 - (7) 積載物
 - (8) その他の特徴
- 9 条件

不同意書

年 月 日

(申出者の氏名) 殿

〇〇省大臣官房〇〇課長

令和 年 月 日付けで同意願の提出を受けた下記の小型無人機等の飛行については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (不同意の理由)、同意することができません。

記

- 1 小型無人機等の飛行を行う日時又は期間
- 2 小型無人機等の飛行を行う目的
- 3 小型無人機等の飛行に係る区域
- 4 小型無人機等の飛行に係る対象危機管理行政機関の庁舎
- 5 申出者
 - (1) 氏 名
 - (2) 生年月日
 - (3) 住 所
 - (4) 電話番号
- 6 申出者の勤務先
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
 - (3) 電話番号
- 7 小型無人機等の飛行に係る機器の種類
- 8 小型無人機等の飛行に係る機器の特徴
 - (1) 製造者
 - (2) 名称
 - (3) 製造番号
 - (4) 登録記号
 - (5) 色
 - (6) 大きさ
 - (7) 積載物
 - (8) その他の特徴

警察庁丁備一発第 105 号

令和 8 年 6 月 24 日

国土交通省航空局安全部無人航空機安全課長
海上保安庁警備救難部警備課長 殿
防衛省防衛政策局運用政策課長

警察庁警備局警備運用部警備第一課長
(公 印 省 略)

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する
法律第 10 条第 3 項本文の規定による通報の手續の円滑化に向けた協力
について（依頼）

本日、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 47 号）が公布され、令和 8 年 7 月 14 日から施行されることとなりました。同法の施行に当たっては、衆議院及び参議院の内閣委員会において「本法による規制の強化に伴い、小型無人機等の飛行に係る同意取得及び通報手續の増加が見込まれるところ、必要な手續が迅速かつ円滑に行われるよう、これらの手續に従事する者に対し必要な指導、助言等を行う」こと、「通報等の手續やその窓口等について、分かりやすく広報・周知を行うこと」等を内容とする附帯決議がなされたことを踏まえ、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号）第 10 条第 3 項本文の規定による通報の手續について、円滑化を図る必要があると考えております。

この点、当該通報については、都道府県公安委員会及び皇宮警察本部長のほか、管区海上保安本部長、対象防衛関係施設（自衛隊の施設であるものに限る。）の管理者及び対象空港管理者（以下「通報受理者」と総称する。）に対して行われるものですが、同法を所管する当庁において、別添のとおり「通報受理者において推進していただきたい通報手續の円滑化に向けた取組事項」を取りまとめました。

貴省庁におかれましては、所管の通報受理者に対し、別添の内容を周知していただき、小型無人機等の利活用に十分に配慮した運用がなされるよう、御理解と御協力をお願いいたします。

通報受理者において推進していただきたい通報手続の円滑化に向けた 取組事項

1 通報手続のオンライン化等について

通報手続及びその窓口等について、分かりやすく広報・周知を行うとともに、直接の来訪や資料の郵送によらず、オンラインの方法により通報書の提出を行うことができるよう、必要な環境の整備に努めること。

なお、都道府県公安委員会及び皇宮警察本部長に対する通報は、令和7年12月から政府のポータルサイトである「電子政府の総合窓口」（e-Gov ポータルサイト）から実施できるようにしているところ、通報手続のオンライン化に当たって参考とすること。

2 同意取得手続との一体的な運用について

対象防衛関係施設（自衛隊の施設であるものに限る。）の管理者及び対象空港管理者は、小型無人機等の飛行に係る同意取得の申出を受けた場合には、当該申出を行った者の負担の軽減を図るため、当該小型無人機等の飛行について同意することが見込まれる場合には、同意取得手続と並行して通報手続を行うなど、これらの手続の一体的な運用を行うように努めること。

3 一定の期間における包括的な通報の受理について

反復継続して行われる小型無人機等の飛行について、対象施設の管理者から一定の期間における包括的な同意を得ているなどの場合には、対象施設に対する危険を未然に防止する観点から、当該小型無人機等の飛行の識別に支障のない範囲で、一定の期間における包括的な通報を認めるように努めること。

4 通報手続に従事する者に対する周知の徹底について

通報手続に従事する者に対し、前記1から3までの取組事項並びに制度の内容及び具体的な対応要領等が十分に浸透するよう、周知の徹底を図ること。